

(別紙)

商 工 第 279 号

令和 7 年 7 月 30 日

茨城県知事

殿

水戸市長 高 橋 靖

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第 5 条第 3 項の規定に基づき令和 7 年 7 月 15 日付け茨城県告示第 473 号により公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第 8 条第 1 項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ヨークベニマル新原店

所在地 水戸市新原 1 丁目 3078-62

2 届出者

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名，住所

(1) 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 大高 耕一路

福島県郡山市谷島町 5 番 42 号

(2) 芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 織田 寛明

東京都千代田区麹町五丁目 1 番地 1



3 意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
特にありません。		